

新型インフルエンザのワクチン接種について

10月1日に国の「新型インフルエンザ対策本部」から、ワクチン接種の基本方針が出されました。接種の概要については、11月号の「メロディー」に掲載しているところですが、詳細についてお知らせをいたします。

なお、現在医療機関では、インフルエンザ患者が多く発生し、混雑が生じております。接種対象者や時期、医療機関等については、接種スケジュールの変動を確認し、随時広報メロディーやホームページなどでお知らせしますので、それまでの間、医療機関への問い合わせ等は控えていただきますようご協力をお願いいたします。

接種事業の目的、考え方

今回のワクチン接種の目的は、死亡者や重症者の発生をできる限り減らすことと、患者が集中発生することによる医療機関の混乱を極力防ぎ、必要な医療提供体制を確保することが目的とされています。

接種の優先順位

- 当面確保できるワクチンの総量が限られており、その中から一定量が順次供給されることから、接種事業の目的に照らし、死亡や重症化のリスクが高い方や診療に従事する方が今回行われるワクチン接種の対象者とされています。（下表のとおり）
- 下表以外の方は、今回の優先者への接種状況を踏まえ対応することとなっています。
- 今回の接種対象者は次の通りですが、ワクチンの接種は、『任意接種』となっています。
- 基礎疾患をお持ちの方は、かかりつけ医に相談してください。

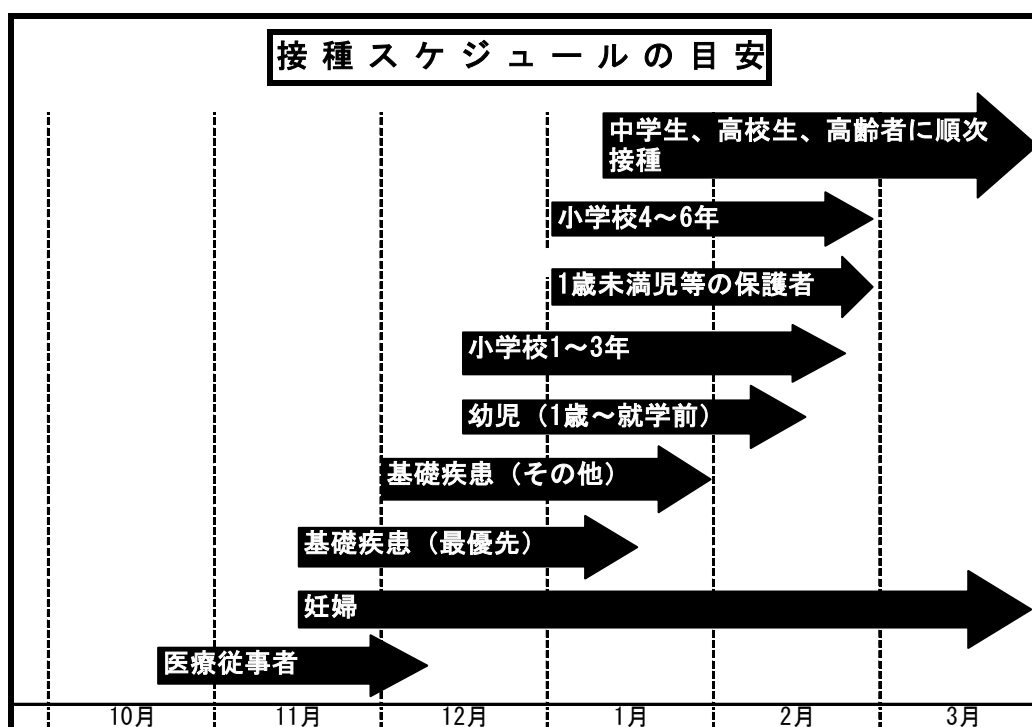
	対 象 者	理 由
①	インフルエンザ患者の診療に直接従事する医療従事者（救急隊員含む）	感染するリスクが高い。業務量負荷の増大が懸念され医療体制に支障を来す恐れがある。
②	妊婦 基礎疾患を有する方（※1）	他の者と比較し、罹患した場合重症化、死亡する割合が高い。
③	1歳～小学校3年生に相当する年齢の小児	10歳未満の小児の罹患率が高く、重症例が多くみられている。ただし、1歳未満の小児は、予防接種による効果が小さい、または接種できない方もいるため保護者に接種を行う。
④	1歳未満の小児の保護者等（※2）	
⑤	小学校4年生～6年生、中学生・高校生に相当する年齢の方	発症者の半数が10代の若年層。発症者数が多いため重症者数が多数発生する恐れがある。
⑥	65歳以上の高齢者 （※基礎疾患を有する方を除く）	患者数が増加した場合、重症化する高齢者が多数発生する可能性がある。

※1 基礎疾患：慢性呼吸器疾患、慢性心疾患、慢性腎疾患、慢性肝疾患、神経疾患・神経筋疾患、血液疾患、糖尿病、疾患や治療に伴う免疫抑制状態、小児科領域の慢性疾患

※2 1歳未満の小児の保護者及び優先接種対象者のうち、身体上の理由により予防接種が受けられない方の保護者等

接種のスケジュール

- 国から示された接種スケジュールの目安は次の通りです。
- 12月以降予定されている接種対象者と接種時期については、今後スケジュールの変更も予想されます。



11月の接種対象者は、妊婦、基礎疾患（最優先）を有する方です。
接種時期等については、かかりつけ医にご相談ください。

接種回数と料金

- ワクチンの接種回数については、国の考えでは今後の臨床試験により変更があるとされていますので、接種を行う医療機関で判断することとなります。
- 接種費用はその都度各医療機関の窓口で支払をしていただきます。2回目の接種を同じ医療機関で接種する場合と、異なる医療機関で接種する場合は料金が異なりますので注意してください。

<接種料金>

	第1回目	第2回目	合計
同じ医療機関で接種する場合	3,600円	2,550円	6,150円
異なる医療機関で接種する場合	3,600円	3,600円	7,200円

※異なる医療機関の場合は、再度基本的な健康状態等の確認が必要となります。

接種料金の軽減策

- 接種対象者のうち、市町村民税非課税世帯の方と生活保護世帯の方は、接種料金を免除します。
※市町村民税非課税世帯～世帯の全員が非課税の場合とし、世帯のうち1人でも課税対象となっている場合は該当しません。

○免除対象者には次の場所で「新型インフルエンザワクチン接種料金免除確認証」を交付します。

【市町村民税非課税世帯の方】

印鑑と保険証を持参のうえ、保健センター窓口へお越しください。

【生活保護世帯の方】

市役所地域福祉課生活福祉グループで交付を受けてください。

○医療機関で確認証の提出がない場合は、接種料金がかかりますのでご注意ください。

医療機関での必要な書類

○医療機関で本人の確認を行いますので、次のとおり年齢の確認できる書類等を持参ください。

①妊婦～母子健康手帳

②基礎疾患を有する者～優先接種対象者証明書（かかりつけ医が発行）

※かかりつけ医が接種する場合は不要です。

③1歳～小学校3年生に相当する年齢の小児～母子健康手帳又は被保険者証など年齢を確認できる書類

④1歳未満の小児の保護者～母子健康手帳、被保険者証又は住民票など

⑤優先接種対象者のうち身体上の理由で予防接種が受けられない者の保護者等～優先接種対象者証明書（かかりつけ医が発行）、被保険者証、住民票など優先接種対象者と同一世帯であることを確認できる書類

⑥小学校4年生以上、中学生、高校生に相当する年齢の者～被保険者証、学生証又は住民票など、年齢を確認できる書類

⑦65歳以上の者～被保険者証、運転免許証又は住民票など年齢を確認できる書類

○接種料金の免除対象者（市町村民税非課税世帯の方、生活保護世帯の方）
新型インフルエンザワクチン接種料金免除確認証

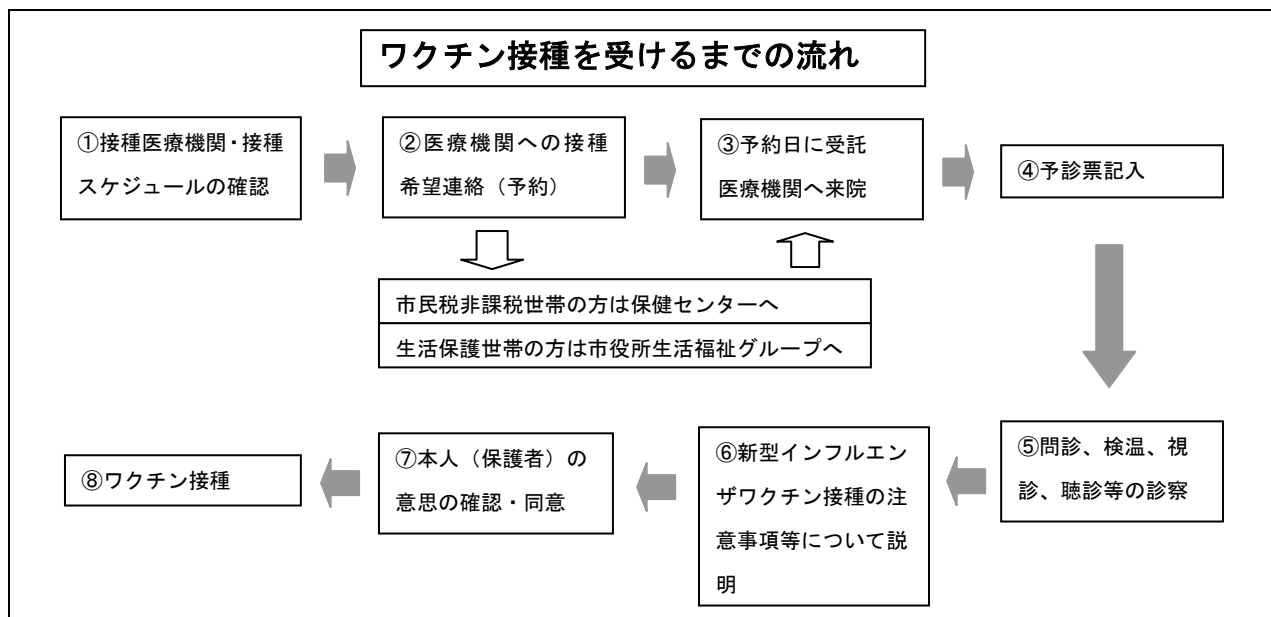
ワクチンの有効性・安全性と接種における副反応について

○ワクチンは、重症化や発症予防について一定の効果が期待されていますが、一方では感染防止や流行阻止の効果は保証されていません。

○ワクチンの接種後、通常起こり得る反応のほか、まれに重篤な副作用が生じる場合があります。

○接種を受ける場合は、ワクチン接種の効果とリスクをご理解いただいた上で、接種対象者または保護者が自らの意思で接種を希望することが必要となります。

○また、16歳未満の方などが接種する場合は、原則保護者等の同伴が必要となりますのでご注意ください。



※医療機関によっては予約方法が異なる場合があります。

新型インフルエンザの感染予防をしましょう

*** かからないために・拡げないために ***

感染の拡大を防ぐには、一人ひとりの感染予防が大切になってきます。新型インフルエンザの予防は季節性インフルエンザと同じです。

誰にでもできる予防対策ですので、日ごろから心がけるようにしましょう！！

【日常の予防をしっかりと】

- ・外出する場合や、大勢の人が集まる場所ではマスクをつけましょう。
- ・外出から帰ってきたら「うがい・手洗い」をしっかりとしましょう。
- ・咳やくしゃみは、飛沫が飛ばないようにハンカチやティッシュなどで口をおおうようにしましょう。
- ・日ごろから十分に休養またはバランスのよい栄養をとり、体力や抵抗力を高め、感染しにくい状態を保つようにしましょう。

咳エチケット

【基礎疾患などのある方は】

- ・妊婦や子どものほか基礎疾患をお持ちの方は、重症化しやすいといわれています。
- ・特に、妊婦や基礎疾患を持っている方は、事前にかかりつけ医や主治医と相談しておくことが大切です。

【疑わしいと思ったら】

- ・急な発熱、咳、のどの痛みなどの症状がある場合は、あらかじめ医療機関に連絡をしてから受診するようにし、受診後は医師の指示を守りましょう。
- ・受診する場合はマスクを着用しましょう。

問合せ先 美唄市保健センター 電話 62-1173